

3歳児クラス以上をご利用の保護者様

【鈴鹿市からの登園自粛要請期間中に欠席された場合の副食費減額措置について】

日頃より保育園運営にご理解ご協力を賜り、ありがとうございます。

3歳児クラス以上をご利用の方で、登園自粛要請期間中において、家庭保育にご協力頂き、欠席された場合の副食費の減額措置について下記の通り対応させていただきますのでよろしくお願い致します。

1 登園自粛要請期間(家庭保育のお願い期間)

- ・ 令和3年8月27日から令和3年9月30日まで

2 減額となる金額の還付等の方法

- ・ 上記期間において、各月ごとの欠席数を確認後、副食費を再計算し、変更が生じる場合は通知し、事務所に現金で返金し、現額調整させていただきます。なお、その間に退園された場合については、別途返金等のご案内をさせていただきます。
※副食費等の未納がある場合は、先にそちらに充当しますのでご了承下さい。

3 副食費が減額になる場合の計算式

- ・ 徴収額 = 4,500円 - (各月ごとの指定期間内における欠席数 × 200円)
但し、上記計算式で求めた金額が500円を下回る場合は500円
(※減額の上限は4,000円としますので、1ヶ月間全て欠席されても、500円の負担をお願いします。)

4 その他

- ・ 返金対応において、事務所が混雑する時間が発生することが予想されます。お時間に余裕をもってお越し下さい。

ながさわ保育園
園長 中瀬弦偉